

滋賀県学習情報提供システム「におねっと」管理・運営要綱

平成12年1月4日制定

平成20年12月9日改正

平成23年10月19日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民に対してインターネットにより学習情報を提供し、県民の学習活動を支援するとともに、県および市町の生涯学習に関する事業の円滑な実施を支援するため、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」（以下「におねっと」という。）の管理・運営について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 利用 インターネットを通して、「におねっと」が提供する情報の閲覧を行うことをいう。
- (2) 利用者 「におねっと」を利用する者をいう。
- (3) 管理者 「におねっと」を管理・運営する者をいう。
- (4) 情報提供 「におねっと」を通して発信する情報を管理者に提供することをいう。
- (5) 情報提供登録者 情報提供を行う県内の地方公共団体、社会教育施設、団体・NPO、学校、企業等で、管理者に登録している者をいう。
- (6) リンク 「におねっと」と他のホームページとをソフト的につなぎ、当該ホームページに簡単な操作で移動できる状態をいう。

(「におねっと」の管理・運営)

第3条 「におねっと」の管理者は、滋賀県教育委員会事務局生涯学習課とする。

- 2 管理者は、個人情報保護、セキュリティの保持およびアクセシビリティへの配慮等、「におねっと」の善良な管理・運営に努めなければならない。

(仕様・設定の変更)

第4条 管理者は、適宜、「におねっと」の仕様・設定を変更することができる。

(運営の停止)

第5条 管理者は、以下の各号に該当する場合、利用者および情報提供登録者（以下「利用者等」という。）への事前通知をすることなく、「におねっと」の運営を停止することができる。

- (1) 天災、火災、停電等により「におねっと」の運営ができなくなった場合
- (2) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により「におねっと」の提供ができなくなった場合

(3) 機器等の保守作業を行う場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要と認める場合

2 管理者は、「におねっと」の提供の遅延または中断等が発生した場合、このことに起因する利用者等または第三者が被った被害について責任を負わない。

(情報掲載の範囲)

第6条 「におねっと」への情報掲載にあたっては、生涯学習に資する内容とし、次に掲げる範囲とする。

(1) 管理者が提供する情報

(2) 情報提供登録者から提供のあった情報で、管理者が適当と認めたもの

(3) その他管理者が収集した情報で、主催者等から掲載の承諾を得たもの

(著作権)

第7条 「におねっと」および「におねっと」に掲載している情報の著作権は管理者または情報提供登録者に帰属し、「におねっと」からリンクするホームページ（以下「リンク先ホームページ」という。）の情報の著作権は、各リンク先に帰属するものとする。

(「におねっと」へのリンク)

第8条 「におねっと」へのリンクしようとする者は、あらかじめ「におねっと」へリンクしようとするホームページ（以下「リンク元ホームページ」という。）のアドレス等を管理者に届け出てこれを行うことができる。ただし、リンク元ホームページの内容が法令に違反し、または公序良俗に反する場合は、「におねっと」へリンクすることができない。

2 リンクを設定する際には、リンク元ホームページに「滋賀県学習情報提供システム『におねっと』」へのリンクである旨を明示しなければならない。

(「におねっと」利用および情報提供に要する経費)

第9条 「におねっと」の利用および情報提供（以下「利用等」という。）に要する経費は無料とする。ただし、利用等に必要な機器に関する経費および通信費等は、すべて利用者等の負担とする。

(掲載情報の取扱い)

第10条 「におねっと」の利用等にあたっては、利用者等は、個人のプライバシー、名誉、第三者の権利を侵害することのないよう、個人に関する情報の取扱いに十分配慮するものとする。

2 利用者等は、掲載情報を生涯学習活動等に役立たせる目的のみに使用するものとする。

(禁止事項)

第11条 「におねっと」の利用等にあたっては、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 「におねっと」の情報を複製、販売、出版等、営業に利用する等、私的使用の範囲を超えて使用する行為
- (2) 前号の行為を第三者にさせる行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 法令に違反し、または違反するおそれがある行為
- (5) 犯罪的行為に結びつく行為
- (6) 利用者等および第三者を誹謗中傷する行為
- (7) 利用者等および第三者の権利を侵害する行為
- (8) 情報を改ざんする行為
- (9) 政治的活動および宗教的活動またはこれに類する行為
- (10) 「におねっと」の目的、趣旨に反する行為
- (11) 「におねっと」の運営に支障をきたし、または信用を棄損する行為

(「におねっと」の情報の内容に対する免責)

第12条 管理者は、「におねっと」の情報を適宜更新する等、正確な情報提供に努めるものとする。ただし、情報を逐次更新する義務は負わない。

- 2 管理者は、第6条第1号に掲げる情報を除き、「におねっと」の情報の内容についていかなる保証も行わず、利用者が「におねっと」の情報をを用いて行う一切の行為等について責任を負わない。

(リンク先ホームページの情報の内容に対する免責)

第13条 管理者は、リンク先ホームページの情報の内容についていかなる保証も行わず、利用者がリンク先ホームページの情報をを用いて行う一切の行為等について責任を負わない。

(事故発生時の処理)

第14条 管理者は、利用者が「におねっと」にアクセスしたために被った損害または損失に対して責任を負わない。

- 2 情報提供登録者が、「におねっと」への情報提供により利用者または第三者に損害を与え、また、自ら被った被害は、当該情報提供登録者の責任と費用をもって解決する。
- 3 利用者等が故意または重大な過失により、管理者に損害を与えた場合は、管理者は、利用者等に損害賠償を求めることができる。

(専属的合意管轄裁判所)

第15条 「におねっと」の利用に関し、利用者等と管理者との間で訴訟の必要が生じた時は、管理者は、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(要綱の変更)

第16条 管理者は、随時、本要綱を変更することができるものとする。この場合、利用者等は、変更後の要綱の適用を受ける。

2 この要綱の変更は、「におねっと」により提供するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、「におねっと」の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付則

この要綱は、平成12年1月4日から実施する。

この要綱は、平成20年12月9日から施行する。

この要綱は、平成23年10月19日から施行する。